

平成25年4月1日より施行

改正高年齢者雇用安定法 対策セミナー

緊急

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは、意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として「高年齢者雇用安定法」の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。

今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

そこで、今回のセミナーでは、法改正のポイントと事業所が3月中に採るべき具体的な対応策についてお伝えします。



日時 平成25年

3月8日 金 13:30～
15:30

場所 **舞鶴商工会議所ホール** (舞鶴市商工観光センター3階)

受講料
無料

定員 先着50名 (定員になり次第締め切り)

内容 第1部「改正高年齢者雇用安定法の概要について」
講師：舞鶴公共職業安定所 雇用指導官 荒樋 修生氏

第2部「法改正に対する具体的な対応策について」
講師：A社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 足立 清治氏

申込先 舞鶴商工会議所 (舞鶴市字浜66 舞鶴市商工観光センター3階)

FAX: 0773-62-4933 TEL 0773-62-4600

下記申込書にご記入のうえ、FAX・窓口持参または舞鶴商工会議所のホームページよりお申込みください。【<http://www.kyo.or.jp/maizuru/>】

主催：舞鶴商工会議所・舞鶴労働保険事務組合協議会

改正高年齢者雇用安定法対策セミナー申込書

平成25年 月 日

FAX(0773)62-4933

事業所名		住 所	
参加者名		T E L	
担当部署		F A X	

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報は、本セミナーの実施運営の目的以外には使用しません。